

広島県告示八百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成三十一年一月八日までの間、縦覧に供する。

平成三十年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

志路原大朝線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡北広島町志路原字平家一〇三二四番一 地先から 山県郡北広島町志路原字平家一〇三二七番四 地先まで	五・二〇 七〇	五・二〇 七〇	一四四・四〇	一四四・四〇	拡幅